

外郭団体への関与のあり方について

平成30年3月
八 尾 市

目 次

1. 外郭団体の定義	2
2. 外郭団体に対する市の関与のあり方に関する基本的な 考え方について.....	2
3. 外郭団体に対するモニタリングの仕組みについて	3
4. モニタリングの点検項目について	4
5. 総点検の方法	5

はじめに

本市では、外郭団体に対し、行政改革大綱や行財政改革プログラム等に基づく取り組みや、指定管理者制度や公益法人制度改革への対応等を通じ、適宜見直しの取り組みを進めてきたところである。

今般策定した「外郭団体への関与のあり方について」は、これらの経過を踏まえつつ、本市における外郭団体の位置づけと関与のあり方に関する基本的な考え方を明確にすることで、外郭団体の自主・自立的かつ健全な団体経営を確保するとともに、市の外郭団体への出資等の財政的関与の適正化及び透明性の確保を図ることを目的として策定したものである。

1. 外郭団体の定義

本市における外郭団体とは、以下の①または②に該当する法人とする。

- ① 市の出資比率が4分の1以上である公益法人、一般法人、株式会社等。
- ② ①に該当しないものであっても、設立について市が主体的に関与したものであり、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与の点から、特に指導・監督が必要な公益法人、一般法人、株式会社等。

2. 外郭団体に対する市の関与のあり方に関する基本的な考え方について

外郭団体は市から独立した団体であり、法令等に基づき設置する監査役や監事等により、団体内部でガバナンスのチェックをすることが第一の前提である。

しかしながら、市は出資や補助金の交付等による財政的な関与を行っており、団体の経営状況は、市の財政や公的サービスの提供に影響が少なからずあることから、団体の自立性を尊重しつつ、その経営状況の健全性等について適宜確認する必要がある。

また、一定の期間ごとに、社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体の存在意義や設立目的の達成状況を確認するとともに、市の財政的関与の妥当性等について点検する必要がある。

3. 外郭団体に対するモニタリングの仕組みについて

「2. 外郭団体に対する市の関与のあり方に関する基本的な考え方」に基づき、(1)、(2) のとおりモニタリングを実施する。

(1) 毎年度実施するモニタリング（担当課）

毎年度、地方自治法等に基づく経営状況報告の実施時や情報公開資料の作成時等にモニタリングを実施し、経営の安全性や安定性、自立性等、団体の経営状況の健全性について評価する。

(2) 総点検（担当課＋行政改革課）

市の外郭団体への関与のあり方について、原則5年毎に総点検を行うこととし、毎年度のモニタリングの評価結果のほか、府の立ち入り検査等の結果や対応状況等も踏まえつつ、「4. モニタリングの点検項目について（2）総点検」に示す①～⑤の5つの観点から評価し、対応方針案を作成する。

対応方針案については行財政改革推進本部会議における議論を経て市の方針として決定する。

※外郭団体におけるその他の監査等について

他機関による監査等についても、団体運営の適正性を総合的かつ重層的に担保するものとし、また、指定管理者制度におけるモニタリングを実施している団体にあつては、その結果も評価の際の参考とする。

【団体の形態別 モニタリング等の実施方法】

団体の形態	モニタリングの方法		その他の監査等		
	(1) 毎年度	(2) 総点検	定期監査	府の立ち入り検査 *1	監査役・監事 による点検*2
公益法人	○	○	○	○	○
社会福祉法人	○	○	○	○	○
一般法人	○	○	○		○
株式会社	○	○	○		○

*1 公益法人及び社会福祉法人については、大阪府による立ち入り検査等（概ね4年に1度）により、団体の運営が法令等に定められた事項を遵守し、且つ健全な業務・財務運営がなされているか等について、確認・指導を受けることとなっている。

*2 株式会社においては監査役によるチェック、株式会社以外の法人（公益法人、一般法人、社会福祉法人）においては監事によるチェックが実施されている。

4. モニタリングの点検項目について

それぞれのモニタリングの種別において、以下の項目について点検を行う。

(1) 毎年度のモニタリング

- ① 経営の健全性・効率性
- ② 経営の透明性・信頼性

(2) 総点検

- ① 外郭団体としての適合性
- ② 経営の健全性・効率性
- ③ 財政的関与の妥当性
- ④ 経営の透明性・信頼性
- ⑤ 事務執行の適法性

※外郭団体におけるその他の監査等

上記(1)、(2)の項目の一部のほか、府の立入検査により、公益法人及び社会福祉法人としての適正性についてチェックが行われる。

【外郭団体のモニタリング等にかかる点検項目】

点検項目	モニタリングの方法		その他の監査等		
	(1) 毎年度	(2) 総点検	定期監査	府の立入検査	監査役・監事による点検
外郭団体としての適合性		○			
経営の健全性・効率性	○	○	○		○
財政的関与の妥当性		○			
経営の透明性・信頼性	○	○			○
事務執行の適法性		○	○	○	○
公益法人・社会福祉法人としての適正性				○	

5. 総点検の方法

(1) チェックシートの作成

5年毎の総点検を実施するにあたり、以下のチェック項目の例示を参考にチェックシートを作成し、それに基づき実施する。基本的には、以下の項目について評価をすることとするが、団体の特性に応じたチェック項目を追加したり、該当しないチェック項目を削除するなど、団体の状況に応じて、適宜、変更すること。

＜チェック項目の例示＞

① 外郭団体としての適合性
(評価の視点) 外郭団体はそれぞれ設立の目的を持っているが、年数を経て目的を果たし終えた団体、団体の役割が社会経済情勢や市民ニーズ、市の政策的な方向性に合わなくなった団体、サービスの提供内容が本市や他の外郭団体と重複している団体、他の民間法人において同種の事業が広く実施されている団体については、外郭団体としての存在意義を改めて検討する。
(項目例) ・ 団体の役割が現在の社会情勢及び市民ニーズと合致しているか ・ 団体の役割が市の政策的な方向性と合致しているか ・ 当初の設立目的が失われていないか、あるいは既に達成されていないか ・ 市または他の外郭団体と業務の重複、あるいは類似事業を行っていないか ・ 他に同様の役割を担う団体等が存在しないか
② 経営の健全性・効率性
(評価の視点) 業務の大部分が市からの受託事業等になっており、自主事業が少ない団体等については、団体の自主・自立的な経営を促進する観点から、改善を促す。 また、経営状況が健全かつ、効率的な運営がなされているかを点検し、効率的な組織、適正な人事配置を進める。
(項目例) ・ 経営の悪化が深刻となっていないか ・ 総コストに占める運営管理コストの割合が大幅に高くないか、あるいは大幅に低くないか ・ 役員及び職員数が事業規模、事業内容及び経営状況に応じたものとされているか ・ 長期的視野に立った団体職員の採用・養成がなされているか ・ 自主財源の確保に向けた取り組みを行っているか

③ 財政的関与の妥当性

(評価の視点)

市の財政的関与は、市から外郭団体への補助金や業務委託については、団体の自主財源も考慮しながら、繰越金や剰余金等が多大に生じていないか確認する等、外郭団体の財政状況の分析に基づき、適正なものとしていく。なお、人的関与では、自主的な運営を促し、団体雇用の職員が専門能力を発揮することができるよう、市職員の派遣は原則として行わないものとする。

(項目例)

- ・ 補助対象事業や補助対象経費は明確となっているか
- ・ 補助率は適正か
- ・ 補助金の金額を大幅に上回るような多額の繰越金や剰余金等が生じていないか
- ・ 委託料は適正なコストを反映した積算により算定されているか

④ 経営の透明性・信頼性

(評価の視点)

経営に対する透明性・信頼性を高めるため、外郭団体の運営状況等について広く情報公開されているかを点検する。

(項目例)

- ・ 情報公開が法令や定款等に定められたとおりに行われているか
- ・ 自主的な情報公開の推進が図られているか

⑤ 事務執行の適法性

(評価の視点)

外郭団体の事務の執行について、法令や定款等に沿って適正に行われているか、また適正な執行を担保する体制が構築されているかを点検する。

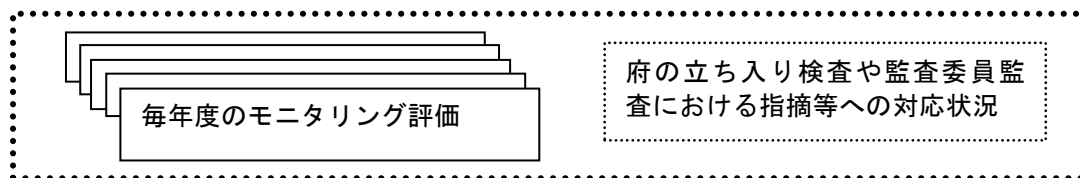
(項目例)

- ・ 理事会の開催等、団体の意思決定が法令や定款等に定めのあるとおり適正に行われているか
- ・ 会計処理が適正に行われているか
- ・ 団体内部の検査・監督体制が妥当なものとなっているか
- ・ 監査等（定期監査、府の立入検査、監査役・監事によるチェック等）での指摘に対する対応が適切に行われているか

(2) 総点検の実施フロー

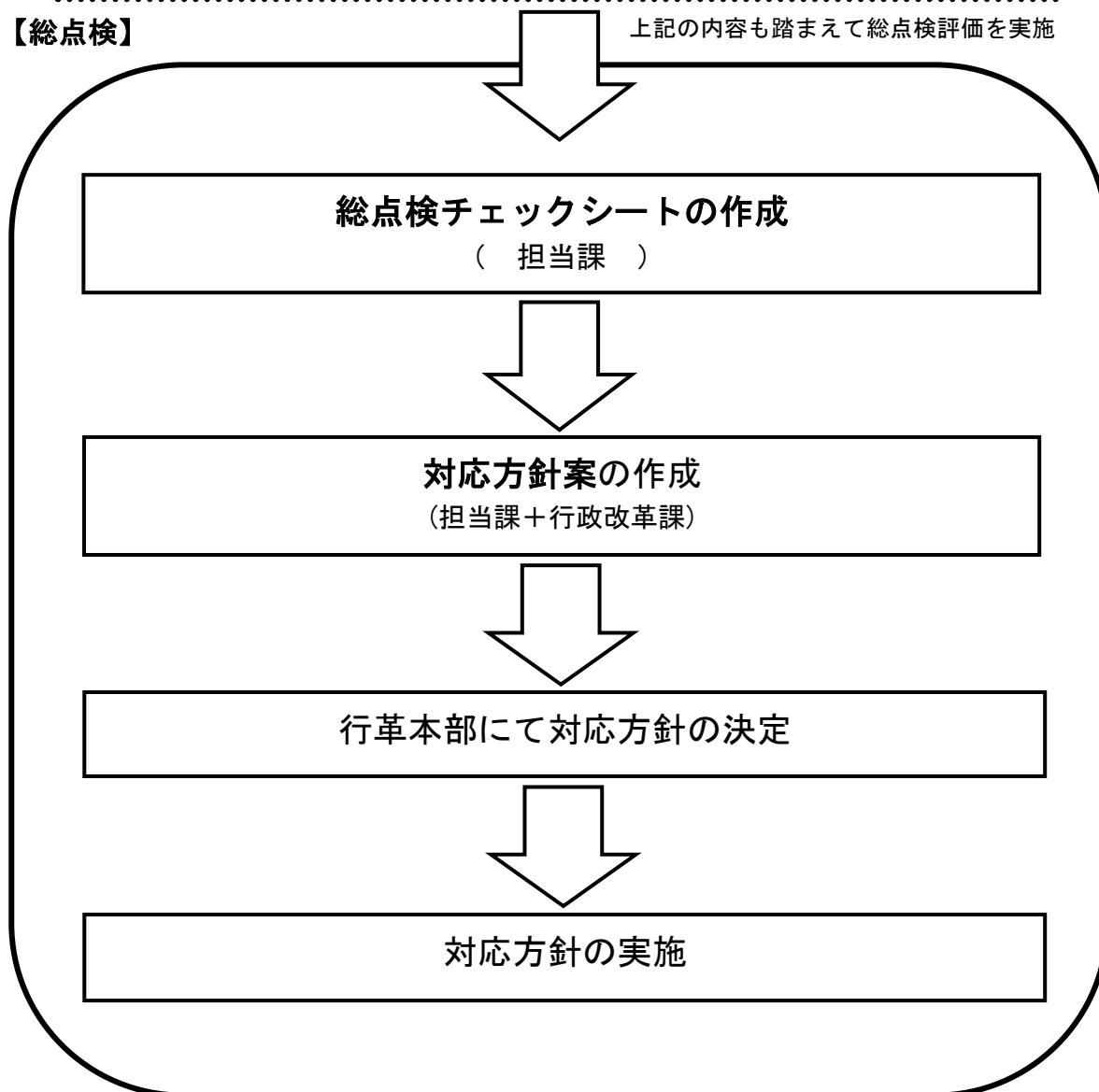
総点検は以下の流れにより実施し、市としての方針決定を行う。

【毎年度のモニタリング及びその他の監査等】



【総点検】

上記の内容も踏まえて総点検評価を実施



上記フローの外郭団体の「対応方針案の作成」において、以下の①～③に該当する場合には、団体への関与のあり方の見直し・統廃合について検討するものとする。

- ①外郭団体としての適合性が低下したとき。
- ②経営の健全性・効率性が低下したとき。
- ③市が財政的関与を行う必要性が低下したとき。

＜外郭団体 総点検のチェックシート＞（所管課チェック用）

団 体 名	
所 管 課 名	

No.	チェック項目	チェック	評価内容
①外郭団体としての適合性			
1	団体の役割が現在の社会情勢及び市民ニーズと合致しているか。		
2	団体の役割が市の政策的な方向性と合致しているか。		
3	当初の設立目的が失われていないか、あるいは既に達成されていないか。		
4	市または他の外郭団体と業務の重複、あるいは類似事業を行っていないか。		
5	他に同様の役割を担いうる団体等が存在しないか。		
②経営の健全性・効率性			
6	経営の悪化が深刻となっていないか。		
7	総コストに占める運営管理コストの割合が大幅に高くないか、あるいは大幅に低くないか。		
8	役員及び職員数が事業規模、事業内容及び経営状況に応じたものとされているか。		
9	長期的視野に立った団体職員の採用・養成がなされているか。		
10	自主財源の確保に向けた取り組みを行っているか。		
③財政的関与の妥当性			
11	補助対象事業や補助対象経費は明確となっているか。		
12	補助率は適正となっているか。		
13	補助金の金額を大幅に上回るような多額の繰越金や剰余金等が生じていないか。		
14	委託料は適正なコストを反映した積算により算定されているか。		
④経営の透明性・信頼性			
15	情報公開が法令や定款等に定められたとおりに行われているか。		
16	自主的な情報公開の推進が図られているか。		
⑤事務執行の適法性			
17	理事会の開催等、団体の意思決定が法令や定款等に定めのあるとおり適正に行われているか。		
18	団体内部の検査・監督体制が妥当なものとなっているか。		
19	会計処理が適正に行われているか。		
20	監査等（定期監査、府の立入検査、監査役・監事によるチェック等）での指摘に対する対応が適切に行われているか		

※基本的には、上記の項目について評価をすることとするが、団体の特性に応じたチェック項目を追加したり、該当しないチェック項目を削除するなど、団体の状況に応じて、適宜、変更すること。

＜経営分析指標＞

No.	【経営分析指標】 ※指標の目安	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
a	【流動比率（流動資産／流動負債）】（安全性） ※比率が高い方が、健全である。					
b	【自己資本比率（自己資本／総資産）】（安定性） ※比率が高い方が望ましい。					
c	【売上高経常利益率（経常利益／売上高）】（収益性） ※比率が高い方が望ましい（ただし、法人形態によっては収支相償等を図る必要がありこの限りではない。）					
d	【総収入に占める市受託事業及び市補助金の割合】（自立性） ※比率が低い方が、自主的運営が図られている。					

＜総点検の総括＞

--

＜外郭団体 対応方針案＞
 （所管課・行政改革課で協議して作成）

団 体 名	
所 管 課 名	

評価内容	評価内容	対応方針案
①外郭団体としての適合性		
②経営の健全性・効率性		
③財政的関与の妥当性		
④経営の透明性・信頼性		
⑤事務執行の適法性		

＜経営分析指標＞

No.	【経営分析指標】 ※指標の目安	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
a	【流動比率（流動資産／流動負債）】（安全性） ※比率が高い方が、健全である。					
b	【自己資本比率（自己資本／総資産）】（安定性） ※比率が高い方が望ましい。					
c	【売上高経常利益率（経常利益／売上高）】（収益性） ※比率が高い方が望ましい（ただし、法人形態によっては収支相償等を図る必要がありこの限りではない。）					
d	【総収入に占める市受託事業及び市補助金の割合】（自立性） ※比率が低い方が、自主的運営が図られている。					

＜総点検及び対応方針案の総括＞

【総点検の総括】
【対応方針案の総括】